



問 労働者数45人で製造業を営んでいます。受注増のため派遣労働者を10人程度受け入れることを計画していますが、派遣先の事業者として適切な対応を図るために労働安全衛生法の適用等留意事項について教えてください。

答 労働安全衛生法（以下「法」という）では、労働者の安全衛生の確保義務者は、その労働者を雇用している事業者にあることが規定されています。

- 項目
③危険有害業務就業時の特別教育（法第59条第3項）
④就業制限（法第61条等）
- 项目的な安全管理事項として、
①危険防止等のための事業者が講すべき措置（法第20条から第25条の2）
②作業内容変更時の安全衛生教育（法第59条第2項）

があります。従って、派遣先は、受け入れに際し、必要な内容の教育が実施されているか派遣元に対し確認する必要があります。また、派遣先の業務に関する具体的な情報に基づいて安全衛生教育を実施することが効果的なため派遣先は派遣元に対し、作業内容や取り扱う機械等や原材料等の取扱い方法それらの危険性、有害性など必要な情報の積極

◆ 派遣労働者の安全確保 ◆

池戸 宏光

【参考情報】

- 派遣労働者数 169万人
○令和4年派遣労働者の労働災害発生状況＝死亡者数14人、休業4日以上死者数6248人（約半数が製造業で発生）
○関連通達（改正平成27.9.30基発第0930第5号「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について」）

を果たすとともに、特に、特に派遣労働者の危険防止措置を現場の状況に即し適切に講ずることが重要となります。

最後に、現在、貴社は労働者数45名とのことです。事業場の規模は、派遣労働者を含めて算定するため今後、派遣労働者を10名受け入れますと労働者数50名以上の事業場とみなされ、安

雇用関係のない派遣先が業務遂行上の具体的な指揮命令を行うという就労実態等から法の適用に関する特例が定められています。具体的には、労働者派遣法第45条において、派遣元のみが責任を負うもの、派遣先のみが責任を負うもの、派遣元と派遣先双方が責任を負うものに分けられています。

①の機械設備に係る法で定める危険防止措置は、派遣先に実施義務があります。
②の派遣先における作業方法等大幅な派遣労働者に対する作業内容変更時の安全衛生教育は、派遣先に実施義務があります。漏れのないよう確実に実施することが肝要です。

派遣先が実施すべき基本

③のアーケ溶接等危険有害業務に従事させる場合、派遣先は対象業務に関し、特別教育を修了した派遣労働者か確認し、必要な特別教育を行なうなど特別教育未実施者を就させないこと。

④のつり上げ荷重1トン

的な提供や派遣元から同教育の委託の申し入れがあつた場合には応ずるよう協力することが望られます。
最後に、現在、貴社は労働者数45名とのことです。事業場の規模は、派遣労働者を含めて算定するため今後、派遣労働者を10名受け入れますと労働者数50名以上の事業場とみなされ、安

業医の選任及び安全衛生委員会の設置が法定の実施事項となりますことを申します。